

別表2(要綱第5条・要綱第6条関係)

補助事業	補助経費	補助事業者	補助率等	備考
(1)自主事業 産業団体等がその団体等に属する者に対し、自主的に研修会、講演会又は講習会を行う事業	講師謝礼金 但し団体内部の講師への謝礼金は対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合</li> <li>・事業組合</li> <li>・法人格をもたない商店街組織のうち複数の団体で組織する連合組織</li> </ul>	補助対象経費の10/10 一回につき限度額を50,000円とする補助	一連合組織につき単年度で2回を限度とする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合</li> <li>・事業組合</li> <li>・法人格をもたない商店街組織</li> <li>・別表1の組合のうちいずれか単独の組合</li> </ul>	補助対象経費の10/10 一回につき限度額を30,000円とする補助	一団体につき単年度で2回を限度とする。 ・一回の事業に対し、複数の講師に講演を依頼する場合には上限を60,000円までとする。 ・一人の講師に対しての講師謝礼金は30,000円を上限とする。
(2)派遣事業 産業団体等がその団体等に属する者に対し、民間団体等が主催するパソコン研修会、講習会に派遣する事業	受講料又は教材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合</li> <li>・事業組合</li> <li>・法人格をもたない商店街組織のうちいずれか単独の組合</li> </ul>	補助対象経費の10/10 一回につき限度額を30,000円とする補助	一団体につき単年度で4回を限度とする。